

建設工事に係る資材の再生資源化等に関する特記仕様書

1. 本特記仕様書は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の対象建設工事に適用するものであり、特定建設資材4品目を使用する又は解体する工事で、当初契約又は変更契約時において、契約金額500万円以上の工事が対象となる。
2. 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材4品目
 - (1) コンクリート
 - (2) コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - (3) 木材
 - (4) アスファルト・コンクリート
3. 落札者から発注者への説明（受注者（元請）の義務）

落札者は、速やかに発注者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して契約直前までに説明を行うものとする。

 - (1) 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - (2) 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - (3) 工事着手の時期及び工程の概要
 - (4) 分別解体等の計画
 - (5) 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
4. 発注及び契約
 - (1) 発注者及び受注者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。
 - (2) 受注者は、解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。
5. 下請負人への告知

受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項の告知を行う。
6. 施工計画の作成

受注者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を解体工事又は新築工事着手5日前までに作成し、1部を発注者へ提出する。

7. 発注者への完了報告

受注者は、再生資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録（再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書）を作成、保存する。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用
- (4) 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書

8. その他

この特記仕様書に記載のない事項については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」を遵守すること。